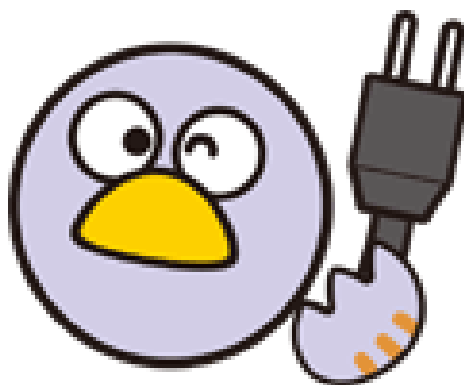


電気供給業を行う法人の事業税の概要・申告について



埼玉県・県税事務所

平成31年4月

凡例 法・・・地方税法
令・・・地方税法施行令
規則・・・地方税法施行規則
通（県）・・・地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県関係）

1 電気供給業を行う法人の事業税の課税について

電気供給業を行う法人は、収入金額を課税標準として、収入割の申告となります。

(法第72条の2、第72条の12第2号)

※ 電気供給業とは

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。そのため、電気事業法（以下「電事法」という。）の規模要件を満たさない発電事業や送電事業等についても、地方税法の電気供給業に含まれます。

(注) 通(県)事業税4の9の2

「電気事業法…に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、」

※ 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合

原則：区分計算を行い、収入割と所得割（及び付加価値割、資本割）を申告します。

例外：主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により申告することもできます。

(通(県)事業税4の9の9)

2 課税標準の計算方法（法第72条の24の2）

(1) 課税標準となる収入金額の計算方法

課税標準となる収入金額 = ①収入すべき金額 - ②控除すべき金額

① 収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。(通(県)事業税4の9の1)

注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除します。(通(県)事業税4の9の1)

注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。

(通(県)事業税4の9の3)

注3) 実収入の伴わない貸倒引当金戻入益、前期損益修正益及び土地受贈益等は含めませんが、実収入を伴う償却債権取立益等(電気供給業に係るものに限る。)は含めます。

注4) 消費税の課税事業者が料金とあわせて収入する消費税及び地方消費税の金額は収入金額すべき金額に含めませんが、消費税の免税事業者が料金とあわせて収入する消費税相当額は含めます。

なお、益税、いわゆる消費税差額は収入すべき金額に含めます。

② 控除すべき金額

ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額

(法第72条の24の2第1項)

イ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電事法第17条第1項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合における当該託送供給に係る料金として当該法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

(法附則第9条第8項、令附則第6条の2第2項)

ウ 電気供給業を行う法人が、電事法第97条第1項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額

(法附則第9条第21項、令附則第6条の2第8項)

エ 電事法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律第2条第2項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額(以下「賠償負担金相当金の額」という。)及び電事法第106条第1項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額(以下「廃炉円滑化負担金相当金の額」という。)を同法第2条第1項第15号に規定する発電事業者で電事法施行規則第45条の21の3第1項に規定する原子力発電事業者に交付する場合は、平成32年4月1日から平成37年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、賠償負担金相当金の額及び廃炉円滑化負担金相当金の額に相当する収入金額

(法附則第9条第22項、令附則第6条の2第9項、規則附則第2条の8)

オ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金
需要者等から収納する工事負担金等、収入金額に対する事業税を課される他の電気供

給業を行う法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（注）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条の賦課金（令第 22 条）

カ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等（告示昭和 30 年 29 号、昭和 34 年 46 号、昭和 38 年 138 号、昭和 42 年 55 号、平成 23 年 379 号）

注) 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限られます。

地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。（通（県）事業税 4 の 9 の 6）

なお、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。

※ 課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。

（通（県）事業税 4 の 9 の 2）

また、課税標準となる収入金額を計算する際には税務調整も考慮してください。

(2) 電気供給業以外の事業を併せて行う場合

① 区分計算

電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）の各事業部門ごとに区分計算します。

原則として各事業部門ごとにそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告します。(通(県)事業税4の9の9)

注1) 発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。

注2) 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである等の場合は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。

(通(県)事業税4の9の8)

【所得金額の計算方法】

損益計算書、法人税別表4、法人事業税の加算・減算項目について各事業部門ごとに区分します。また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額など妥当な基準によりあん分し、所得等課税部門の課税標準となる所得金額または欠損金額を計算します。(通(県)事業税4の9の5)

注1) 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱います。

注2) 法人税別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。

注3) 妥当なあん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されているなど)、当該金額も売上金額に含めてあん分計算を行います。

注4) あん分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください。(例:売上金額をあん分基準に用いている場合に、修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合など)。

注5) 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当とはいえません。

注6) 売上金額以外で最も妥当と認められる基準によりあん分する場合は、その算定根拠を示してください。

【付加価値額の計算方法】

売上金額等最も妥当と認められる基準によって各事業部門に区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、所得等課税部門の課税標準となる付加価値額を計算します。

(通(県)事業税4の9の5)

注) 以下の明細書には、区分計算後の所得等課税事業に係る金額のみを記載します。

報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)、

労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表5の3の2)、

純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)、

純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)

【資本金等の額の計算方法】

資本金等の額を各部門に係る従業者数によりあん分して収入金額課税部門以外の部門の資本金等の額を計算してください。(注)(令第20条の2の23)

注) 資本割の従業者あん分を行う場合の従業者については次によります。(通(県)事業税4の6の10)

- 従業者とは当該法人の事業所等に使用される役員、使用人(非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て)をいいます。
- 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
 - 派遣労働者=派遣先(派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方)
 - 出向者=出向先(出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方)
- 病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含めません。
- 従業者数は事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在における各部門の従業者数をいいます。
- 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算(従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等)は行いません。
- それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分します。

②従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。

この場合、「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。

(通(県)事業税4の9の9)

(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

【主たる事業が電気供給業の場合の分割基準】

1 平成29年3月31日以後に終了する事業年度

- (1) 電事法第2条第1項第2号に規定する「小売電気事業」及び準ずるもの

課税標準額の総額の2分の1…事業所等の数

課税標準額の総額の2分の1…従業者の数

- (2) 電事法第2条第1項第8号に規定する「一般送配電事業」

同条第1項第10号に規定する「送電事業」及び準ずるもの

同条第1項第12号に規定する「特定送配電事業」

課税標準額の総額の4分の3…発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量(単位:キワット)

課税標準額の総額の4分の1…事業所等の固定資産の価額

※ 事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合

課税標準額の総額…事業所等の固定資産の価額

- (3) 電事法第2条第1項第14号に規定する「発電事業」及び準ずるもの

課税標準額の総額の4分の3…事業所等の固定資産で発電所に供するものの価額

課税標準額の総額の4分の1…事業所等の固定資産の価額

※ 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合

課税標準額の総額…事業所等の固定資産の価額

2 平成 29 年 3 月 31 日より前に終了する事業年度

課税標準額の総額の 4 分の 3 … 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額

課税標準額の総額の 4 分の 1 … 事業所等の固定資産の価額

注) 昭和 57 年 4 月 1 日より前の既存発電所がある場合の特例があります。

(廃止前の法附則第 9 条の 3)

※【1、2 共通】電気供給業の分割基準である固定資産の価額とは

事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額をいいます。

(規則第 6 条の 2 の 2 第 4 項、通（県）事業税 9 の 7)

注) 事業所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合は、総務大臣の承認を受けて、設備の種類ごとに地方税法施行規則に規定されているあん分基準によってあん分した価額を分割基準に用いることができます。(規則第 6 の 2 の 2 第 5 項)

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合、主たる事業の分割基準により課税標準を分割します。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定します。

(法第 72 条の 48 第 8 項、通（県）事業税 9 の 11)

なお、主たる事業が電気供給業である場合の分割基準は次のとおりです。

ア 「一般送配電事業又は送電事業」と「一般送配電事業、送電事業及び発電事業（小売電気事業のための電気を発電するものに限る）以外の事業」を併せて行う場合

・・・上記 1（2）のとおり

イ 「発電事業」と「発電事業以外の事業」を併せて行う場合（アの場合を除く。）

・・・上記 1（3）のとおり

ウ ア、イ以外の場合

・・・電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

(法第 72 条の 48 第 9 項)

【主たる事業が非製造業の場合の分割基準】

課税標準の2分の1・・・従業者の数

課税標準の2分の1・・・事業所等の数

【主たる事業が製造業の場合の分割基準】

従業者の数（資本金が1億円以上の場合は、工場の従業者数の2分の1を加算します。）

3 申告書に添付する書類

(1) 確定申告、仮決算による中間申告

法人県民税・事業税の中間・確定申告書（第6号様式）に以下の書類を添付します。

（法第72条の25第10項、第72条の26第4項、規則第4条の6、第4条の7第2号）

ア 電気供給業のみ行う場合

○収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）

○法人税法施行規則様式別表4又は別表4の2付表、別表5(二)（写）、別表5の2(二)

○貸借対照表・損益計算書

○雑収入及び雑損失の内訳書

○消費税及び地方消費税の確定申告書（写）

○二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する場合

- ・ 課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）

※主たる事業が電気供給業の場合で平成29年3月31日以前に終了する事業年度

は次のものも必要です。

電気供給業の分割課税標準額の計算書（第10号様式別表）

イ 電気供給業とその他の事業とを併せて行う場合

上記アの書類に加えて、

○区分計算書（別記様式第1号～第5号）

ウ なお、その他の事業について外形標準課税の対象となる場合は、次の書類も御提出ください。

（法第72の25条第8項、第72条の26第4項、規則第4条の5、第4条の7第1号）

○区分計算書（別記様式第6号～第10号）

○付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）

○付加価値額に関する計算書（第6号様式別表5の2の2）

○資本金等の額に関する計算書（第6号様式別表5の2の3）

○報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3）※

○純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4）※

○純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）※

※主たる事務所の所在地が埼玉県の場合に御提出ください。

(2) 電気供給業を行う法人が、解散し、残余財産が確定した場合

残余財産の確定の日の属する事業年度について、電気供給業部門に係る収入割による課税はありません。（法第72条の29第3項には収入割の申告が含まれていません。）

(3) 法人県民税・事業税の予定申告書（第6号の3様式）

一般的な法人が添付する書類以外は不要です。

注) 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税については、中間申告納付をすることとなっています。（法第72条の26第8項）